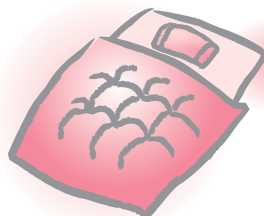
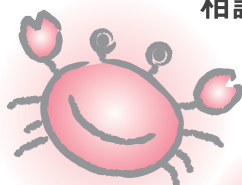


特定商取引法・割賦販売法 改正施行後の相談について

訪問販売など消費者トラブルの多い特定の取引を規制する特定商取引法と、クレジットを規制する割賦販売法が改正され、平成21年(2009年)12月1日から施行されました。

消費者の被害救済・保護がどのように強化されたのか、
相談事例をもとに改正のポイントを説明します。



事例 1

Q. 電話勧誘で1万円のカニを買いました。クーリング・オフできますか。

A. 8日以内ならクーリング・オフできます。

ポイント

訪問販売、電話勧誘販売などは、一部の例外を除き、原則すべての商品・役務が対象となり、従来はクーリング・オフできなかった生鮮食品のカニもできるようになりました。

なお、3千円に満たない現金取引や、乗用自動車など、クーリング・オフになじまない商品・役務はクーリング・オフできません。また、使用した化粧品等の消耗品もクーリング・オフできない場合があります。

広告

●借金や過払い金の問題などでお困りの方へ

無料法律相談のご案内



クレジット・サラ金相談

相談料 初回無料 (1回 30分)

(京都弁護士会館と京都タワービルで実施!)

詳しくはお問い合わせ下さい!!

●遺言書作成や相続でお困りの方へ

遺言・相続センター

無料で手軽な電話法律相談

相談料 無料 (1回 20分)

受付: 平日(月~金) 午後1時~3時30分

◆お電話いただければ、
弁護士に取り次ぎます! ◆



075-231-2378

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会



075-255-4990